

Good Agricultural Practice つまり、より良い農業生産に取り組むこと。

GAPって??

国際水準GAPの実施とは、①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理の全ての項目に取り組むことをいいます。



GAP実施のイメージ



Q&A

取組内容は自分で決めていいの？

はい。取組内容はご自身で決めていただけます。
農場経営を行う上での課題を見つけていただき、その改善を実行していくことで、持続可能な農業生産の実現をめざします。

決めたことが達成できたら終わり？

いいえ。設定した課題が達成できたら、次の課題に挑戦することが大切です。
GAPの取組にはみなさまが常日頃行ってきたものも多くあります。これにとどまらず、改めてご自身の経営を見つめ直し、さらに新しく良い取組を取り入れ、習慣付けることが持続可能な農業生産のために大切です。

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県
または農林水産省生産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

3

環境保全型農業に取り組むみなさまへ

平成30年度から
環境保全型農業直接支払交付金の
交付要件が変わります



生産者のみなさまがこれからもより良い農業を続けていけるように、農林水産省は、農作業の工程を見直し、経営の改善などにつなげる「GAPの実施」を進めています。
環境保全型農業直接支払交付金では、環境保全の取組だけではなく、消費者が重視する食品安全や、生産者自らの身を守るための労働安全などにも取り組む「国際水準GAPの実施」を30年度から新たな交付要件とします。



取り組んでいただく内容

ステップ1 国際水準GAPに関する指導・研修を受けてください

- GAP指導者による指導
 - 民間団体が主催する研修
 - 地方公共団体が主催する研修
 - オンライン研修※ など
- ※ 平成30年6月頃までにオープン予定



指導・研修の内容は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理、これら5つの項目を含んでいることが必要です
受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます

農林水産省提供の
無料オンライン
研修もあります



ステップ2 GAPを実施してください

- 1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、GAPの取組を実施します。

ステップ3 「GAP理解度・実施内容確認書」を提出してください

- 1の指導・研修で学んだ内容に基づいて、ご自身にとって必要な取組、課題を考えます。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「課題の理解」の欄に記入します。

- ご自身が必要だと考えた取組を実施してください。
「GAP理解度・実施内容確認書」の「実施内容」の欄に記入してください。

- 関連書類をご自身で保管してください。

GAPの取組を行ったことを証明する書類（例：ほ場台帳、栽培計画、農薬の使用計画、農薬・肥料等の在庫台帳、出荷記録台帳など）を保管してください。提出を求めることがあります。

GAP理解度・実施内容確認書 拡大版は 中面 をご覧ください

課題の理解	実施内容
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り込んだこと
2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り込んだこと
3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り込んだこと
4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上） ※ 従業者を雇用している場合、応募すること	取り込んだこと
5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り込んだこと

1

課題の理解

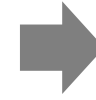
指導または研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。

実施内容

左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。

1. **食品安全**の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]

2. **環境保全**のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]

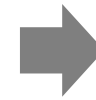


取り組んだこと

[
•
•
]

3. **労働安全**のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]

4. **人権保護**のために必要だと考える取組（2つ以上）

※ 従業員を雇用している場合、記載すること

[
•
•
]



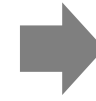
取り組んだこと

[
•
•
]

30年度は実施を必須としません

5. **農場経営管理**のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



取り組んだこと

[
•
•
]



民間団体による**第三者認証**を取得している場合などは**認証書等の提出をもって、「指導・研修」や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略できることがあります。**

①	民間団体による 第三者認証を取得している 場合 → すでにGAPに関する知識を有し、実施しているので、要件を満たしています。認証書の提出が必要です。
②	民間団体による 第三者認証の取得準備中 の場合 → GAPに関する知識を習得中であり、実施に移行していると考えられるので、要件を満たしています。認証取得準備中であることがわかる書類の提出が必要です。
③	【H30,31限り】 国が定める GAP共通基盤ガイドラインに準拠した都道府県GAPの取組の確認を受けている 場合 → 都道府県GAPの取組の確認を受けたことを証明する書類の提出と合わせて、人権保護、農場経営管理の項目に関する指導・研修（パンフレットによる学習等を含む）の受講及び該当部分の「GAP理解度・実施内容確認書」の提出が必要です。ただし、都道府県GAPが食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の全項目を満たす場合には、指導・研修の受講及び「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略することができます。